

保護者 様

## 学校感染症による出席停止後の取り扱いについて

秀明大学学校教師学部附属  
秀明八千代中学校  
秀明八千代高等学校

学校感染症に罹患している場合、他の生徒に感染する恐れのある間は、学校保健安全法施行規則により登校することができません。お子さまが回復し登校する際、下記の「登校許可証明書」を主治医に記入していただき、担任までご提出ください。

### 登 校 許 可 証 明 書

中学・高校 年 組 氏名

上記の者は、下記の疾患で療養のところ、現在軽快し、感染の恐れはないと思われるため、登校してよいことを証明します。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から療養開始  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から登校可能

該当疾患に○	疾 患 名	出席停止の期間（以下の基準に基づき、主治医が判断します。）
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質治療終了まで。
	麻 疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下・額下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身状態が良好になるまで。
	風 疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水 痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結 核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	A 群溶連菌感染	抗菌剤治療開始後24時間以上経過し、発熱・発疹等が回復するまで。
	ウイルス性肝炎（A・E型）	肝機能が正常になるまで。（B・C型は出席停止不要）
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快し、医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	伝染性紅斑（リンゴ病）	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態が回復するまで。
	ヘルパンギーナ	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態が回復するまで。
	手足口病	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態が回復するまで。
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の感染症（ _____ ）	

※学校生活での注意事項

( \_\_\_\_\_ )

年 月 日

医療機関名

医 師 名

印